

平成 24 年版 氷見敏明の楽学宅建

【法改正・正誤のお知らせ】

(3408)

平成 24 年 6 月 26 日  
 (株)住宅新報社  
 図書編集部  
 TEL03-6403-7806

【法改正】 平成 24 年度宅地建物取引主任者資格試験の実施公告が発表され、今年度の試験は、平成 24 年 4 月 1 日(日)現在施行の法令に基づいて出題されます。本書籍は、平成 23 年 12 月 1 日現在施行の法令に基づいて記述されていますので、この間の法令改正により、以下の箇所の記述を修正くださいますようお願い申し上げます。

なお、このお知らせにおいては、本書中の書体の使い分けにかかわらず、修正前の文章・単語等を明朝体、修正後の文章・単語等をゴシック体(太字)で表記しております。

ページ	位置	改正前	改正後
24	上 1 行目	①は、法定代理人から、	①は、法定代理人（法定代理人 が法人である場合においては、 その役員を含む。以下同じ）か ら、
66	下 6 行目	(1) 基本の説明事項は <u>16</u> コ	(1) 基本の説明事項は <b>17</b> コ
68	下 1 行目 に追加		<b>17</b> 宅地または建物が津波防災 地域づくりに関する法律により 指定された津波災害警戒区域内 にあるときは、その旨
72	下 7 行目	<u>12</u> ～ <u>16</u> ,	<b>12</b> ～ <b>17</b> ,
80	上 10 行目	<u>iii) 電話による長時間の勧誘そ の他の私生活または業務の 平穩を害するような方法に より、その者を困惑させるこ と</u>	iii) 勧誘に先立って宅建業者の 商号または名称および当該勧 誘を行う者の氏名ならびに当 該契約の締結について勧誘を する目的である旨を告げず に、勧誘を行うこと iv) 宅建業者の相手方等が契約 を締結しない旨の意思（当該 勧誘を引き続き受けることを 希望しない旨の意思を含む） を表示したにもかかわらず、 当該勧誘を継続すること v) 迷惑を覚えさせるような時 間に電話し、または訪問する こと

			vi) 深夜または長時間の勧誘その他の私生活または業務の平穩を害するような方法によりその者を困惑させること
366	表を右のものに差し替える	太字部分が改正箇所	
		都道府県が定める都市計画	市町村が定める都市計画
		都市計画区域のマスタープラン	
		区域区分（指定都市の区域に定めるときは、指定都市が定める）	
			用途地域・特例容積率適用地区・高層住居誘導地区
		2以上の市町村の区域にわたる10ha以上の風致地区，2以上の市町村の区域にわたる緑地保全地域	左記以外の風致地区・緑地保全地域，特別用途地区，特定用途制限地域，高度地区，高度利用地区，特定街区，防火地域，準防火地域
		広域的見地から決定すべき都市施設（国道等）	左記以外の都市施設
		市街地開発事業等予定区域	一定の住宅施設，官公庁施設，流通業務団地の予定区域
市街地開発事業（新住宅市街地開発事業，工業団地造成事業，新都市基盤整備事業等）	市街地開発事業（一定の面積以下の土地区画整理事業・市街地開発事業・住宅街区整備事業・防災街区整備事業）		
	地区計画等		
368	上8行目	関係がある等 <u>一定の場合</u> には，国土交通大臣に	関係がある場合には，国土交通大臣に
	上14行目	あらかじめ都道府県知事に協議し，その同意を得なければならない。	あらかじめ都道府県知事に協議しなければならない。 <b>この場合，町村にあっては都道府県知事の同意を得なければならない。</b>
376	下7行目	都道府県知事の許可を受け	都道府県知事（ <b>市の区域内にあっては，当該市の長</b> ）の許可を受け

421	表中「3条の許可」の【許可権者】	農業委員会 <u>(例外)知事</u>	農業委員会
423	上4行目の【覚える】中	㊟の文章と下の図(2点)	削除
441	Case1 中 上3行目	都道府県知事	都道府県知事等
	下6行目 (下の図を数えず)	とする者は、都道府県知事の許可(国土交通大臣が施行する場合は国土交通大臣の許可)	とする者は、都道府県知事等(市の区域内において個人施行者、組合、区画整理会社が施行し、または市が施行する土地区画整理事業では当該市の長)の許可(国土交通大臣が施行する場合は国土交通大臣の許可)
450	表中「公有地の拡大の推進に関する法律」の【誰の許可(誰に届出)】の欄	<u>市町村長を経由して知事に届出</u>	土地が町村の区域内にある場合→町村の長を経由して知事に届出 市の区域内にある場合→市の長に届出
463	【ここもチェック 買換え特例の要件】 の(c)	<u>2億円以下</u>	1.5億円以下

【正 誤】本書籍におきましては、記述の誤りによる修正はございません。